

茨城県ライフル射撃協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この組織は、茨城県ライフル射撃協会と称す。
(以下、本協会と称す)

(事務局)

第 2 条 本協会は、事務局を原則として、事務局長宅におく。

第2章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、茨城県内におけるライフル射撃競技を統括し、ライフル射撃を通じて、青少年の精神の健全育成及び青年の生涯学習の方途に貢献し、広く会員の間にフェアプレイの精神を涵養することを目的とする。

(定 義)

第 4 条 この会則で定めるライフル射撃とは、ビッグボア・ライフル銃、スモールボア・ライフル銃、空気銃、けん銃、空気けん銃、光線銃、および前装銃を使用する標的射撃をいう。

(事 業)

第 5 条 本協会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 ライフル射撃の普及、競技力の向上および段級審査
- 二 講習会の開催および指導者の養成
- 三 県選手権大会の開催およびその他の競技会の開催
- 四 県外の競技会等への参加者の選定および派遣
- 五 審判員の養成と審判講習
- 六 県内記録の公認
- 七 危害防止の指導
- 八 その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第 6 条 本協会の会員は、次のとおりとする。

- 一 普通会员
 - ① 茨城県内の市町村に居住している者
 - ② 県内に勤務、或いは在学している者
 - ③ 理事会において承認された者
- 二 賛助会員 本協会の組織の事業を援助する者で、総会の承認を得た者
- 三 名誉会員 本協会に対して功績のあった者で、総会の承認を得た者

(入会および会費)

第 7 条 入会、入会金および年会費については、細則に定める。

(資格の喪失)

第 8 条 会員は、次の事由によってその資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 禁治産者もしくは準禁治産者または破産の宣告を受けたとき
- 三 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
- 四 除名されたとき
- 五 本協会が解散したとき

(退 会)

第 9 条 会員が退会しようとするときは、退会届を会長に提出するものとする。

(除 名)

第 10 条 会員が、次の各号の一つに該当するときは、総会の議決を経て会長が除名または、期間を限って会員資格を停止することができる。

- 一 本協会の会員としての義務に違反したとき
- 二 本協会の名誉を傷つけたとき
- 三 本協会の健全な活動に反する行為があったとき
- 四 本協会の会員としてふさわしくない行為があったと認められたとき

第4章 役 員

(役 員)

第 11 条 本協会には、次の役員をおく。

- 一 理事 18名以内（会長1名、副会長2名以内、理事長1名、副理事長1名、事務局長1名、会計担当1名）
- 二 監事 2名

(役員を選任)

第 12 条 理事および監事は総会でこれを選任し、理事は互選で会長、副会長、理事長等を定め、総会での承認を得るものとする。

(役員の職務)

第 13 条 会長は、本協会の業務を統括し、本協会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事長は、理事会の議決にもとづき本協会の業務を遂行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐する。
- 5 事務局長は、会長、副会長、理事長、副理事長を補佐し理事会および総会で議決した事務事項を処理する。
- 6 会計担当理事は、会計業務に関する事項等を処理する。
- 7 理事は、理事会を組織し、本協会の業務を遂行する。
- 8 理事の担当職務は、理事会において決定され、総会での承認を得るものとする。

(監事の職務)

- 第14条 監事は、本協会の業務および会計に関する次の各号に規定する業務を行う。
- 一 本協会の会計状況を監査すること
 - 二 理事の業務遂行の状況を監査すること
 - 三 前号の報告をするため必要があるときは、理事会または臨時総会の召集を要請することができる

(役員任期)

- 第15条 本協会役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の在任期間とする
 - 3 役員は、理事会で要請した場合は、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。
 - 4 補欠役員は、理事会にて選任し、会長の承認を得るものとする。

(役員解任)

- 第16条 役員が次の各号の一つに該当するときは、総会において出席者の2分の1以上の議決により、会長またはこれに代わる者が、これを解任する。
- 一 心身の故障のため職務の遂行にたえられないと認められたとき
 - 二 職務上の義務違反や、役員たるにふさわしくない行為があったと判断されたとき
 - 三 会議の出席を著しく怠っていると判断されたとき

(役員等の日当)

- 第17条 役員等の日当は支出しないものとする。但し、国体選手強化事業に関するものは除く。

(名誉職等)

- 第18条 本協会は、次の名誉職等をおくことができる。
- 2 名誉職等とは、名誉会長・名誉副会長・顧問・名誉会員をいい、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長等は、求めに応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

第5章 会 議

(会 議)

- 第19条 会議とは、総会・臨時総会・理事会・臨時理事会・各専門部会および支部会の会議をいう。

(理事会の招集等)

- 第20条 理事会は、年6回以上理事長が招集する。ただし、会長が必要と認めたとき、または理事の3分の1以上から付議すべき事項が示されて、理事会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から20日以内に、臨時理事会を開催しなければならない。
- 2 理事会の議長は、理事長とする。
 - 3 理事長欠席の場合、副理事長、会長、副会長、又は事務局長に会議運営を、理事長は委任することができる。

- 4 理事会は、理事の2分の1以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、委任状提出者を定足数に繰り入れることができる。
- 5 理事会での決議事項は、出席理事および議決委任者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の招集等)

- 第21条 定期総会は、普通会員をもって構成し、会員資格なき者の出席を認めない。
- 2 定期総会は毎年5月末までに会長が招集する。
 - 3 臨時総会は、理事の2分の1以上が必要と認めたとき、会長が招集する。
 - 4 前項のほか、普通会員の3分の1以上から付議すべき事項が示されて、臨時総会の招集を請求されたときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
 - 5 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、および日時、場所を明記した書面をもって通知する。
 - 6 理事、監事は、総会および臨時総会に出席して意見を述べることができる。

(総会の議長)

- 第22条 定期総会の議長は会長とする。ただし、臨時総会の議長はこのかぎりではない。

(総会の決議事項)

- 第23条 定期総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- 一 事業報告および収支決算についての事項
 - 二 事業計画および収支予算についての事項
 - 三 会則および細則の改正
 - 四 本協会に関する重要事項で、理事会において必要と認められたもの。
 - 五 その他

(総会の定足数等)

- 第24条 定期総会は、普通会員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。ただし、委任状提出者を定足数に組入れることができる。
- 2 総会での決議事項は出席者および議決委任者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事業計画の通知)

- 第25条 定期総会で承認された事業計画については、総会終了後2ヵ月以内に普通会員に通知する。
- 2 賛助会員および名誉会員に対しては、本人より請求ある場合のみ、本条第1項に準じ通知する。

(議事録)

- 第26条 すべての会議には、議事録作成人および2名の署名人をおき議事内容を記録し、事務局において、これを5年間保存する。

第6章 資産および会計

(運営費)

第27条 本協会の運営費は、次のとおりとする。

- 一 入会金および会費
- 二 事業に伴う収入
- 三 寄付金
- 四 その他の収入

(備品の管理)

第28条 本協会の備品は、会長が掌握し、事務局が備品台帳を保管する。

(収支予算)

第29条 本協会の収支予算（案）は、会計担当理事が作成し、理事会および総会で承認を受けなければならない。

(収支決算)

第30条 本協会の収支決算書は、会計担当理事が作成し、理事会および総会で承認を受けなければならない。

(会計年度)

第31条 本協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 専門部会・委員会

(専門部会および委員会の設置)

第32条 本協会は、必要に応じて理事会の議決により専門部会および委員会を設けることができる。

(構成員)

第33条 構成委員は、理事をはじめ普通会员より選任される。

(構成員の選任)

第34条 構成員は理事会において選出し、部会長・委員長は原則として理事の互選とする。

(構成員の任期)

第35条 この構成員の任期は、3年以内とし再任を妨げない。
2 その他の事項については、会則第15条（役員の任期）の規定に準ずる。

(会議の開催)

第36条 部会長・委員長が必要に応じて、各委員を招集して開催する。
2 部会議の議長は、部会長または委員長とする。

(理事会への報告)

第37条 専門部会・委員会は、理事会に会議内容および、決定事項を報告し、承認を得なければならない。

第8章 支 部

(支部の設置)

第38条 理事会の議決を得たのち、総会の承認を得て、支部を置くことができる。

(支部の規約)

第39条 支部規約は、本協会会則および細則に準拠するものとし、当該支部で作成する。

第9章 表 彰

(表 彰)

第40条 本協会の発展に貢献し、会員の模範として推奨するに足る者を表彰することができる。

2 表彰は、記念品を添え、表彰状あるいは感謝状等をもって行う。

(対象者)

第41条 本協会は、次のいずれかに該当する団体、または個人を表彰できる。

- 一 多年にわたり、本県ライフル射撃競技の発展に貢献した者
- 二 本県ライフル射撃競技の発展に尽力し、その功績が顕著な者
- 三 前各号に掲げる者のほか、本協会の発展に貢献のあった者

(選 考)

第42条 表彰対象者は理事会で議決する。

第10章 補 則

(書類および帳簿の備付等)

第43条 本協会は、次の書類および帳簿を備えなければならない。ただし、これに代わる書類および帳簿を備えたときは、この限りでない。

- 一 会則および細則
 - 二 役員および役員等の名簿
 - 三 会員名簿
 - 四 会計に係る帳簿類
 - 五 その他、必要な書類および帳簿等
- 2 前項帳簿類の保存期間は、5年間とする。但し、前項第二号については30年間とする。

(細 則)

第44条 この会則施行についての細則は、理事会および総会の議決を得て別に定める。

第11章 付 則

(施行期日)

第1条 本会則は、1998年11月14日から施行する。

制定：1972年 4月15日
改定：1998年 7月 1日
改定：2001年 4月22日
校正：2009年 5月10日